

第4 制度資金の概要

1 用途別資金一覧表

資金名	担当課	① 農 地 等 の 取 得	② 農 地 等 の 借 入 れ ・ 小 土 地 改 良	③ 施 設 整 備	④ 機 械 等 購 入	⑤ 動 物 の 購 入 ・ 育 成	⑥ 果 樹 ・ 花 き の 植 栽 ・ 育 成	⑦ 農 畜 産 物 加 工 流 通 施 設	⑧ 観 光 農 業 施 設	⑨ 農 業 研 修	⑩ 運 転 資 金	⑪ 経 営 再 建 ・ 負 債 整 理	⑫ 経 営 再 建 ・ 負 債 整 理	⑬ 生 活 の 改 善 ・ 合 理 化	⑭ 青 年 農 業 者 等 育 成	⑮ 認 定 農 業 者 等 育 成	⑯ 生 産 組 織 の 育 成
農業近代化資金	経営普及課		○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○
農業改良資金	経営普及課		○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○
青年等就農資金	経営普及課		○	○	○	○	○	○	○								
新規参入者経営安定資金	経営普及課										○			○	○		
農業経営基盤強化資金	経営普及課	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○					○
農業経営改善促進資金	経営普及課					○	○				○						○
農業経営負担軽減支援資金	経営普及課												○				
林業・木材産業改善資金	経営普及課			○	○							○				○	
木材産業等高度化推進資金	林政課										○						
林業就業促進資金	林政課															○	
漁業近代化資金	経営普及課			○	○	○						○		○			
沿岸漁業改善資金	経営普及課			○	○	○						○		○			
家畜疾病経営維持資金	畜産課					○					○						
畜産経営体質強化支援資金	畜産課												○				
畜産リノベ資金	畜産課												○				
酪農・肉用牛担い手緊急支援資金	畜産課												○				

2 農林漁業制度金融の概要

制度名	ね ら い	し く み	融資機関	原 資
農業近代化資金	農業経営の近代化を推進するため、長期かつ低利の農業施設等資金の融通を円滑にし、生産施設等の整備拡充を図る。 【根拠：農業近代化資金融通法】	農協系統機関及び銀行等の融資に対し、県が利子補給することによって、農業者が低利な資金を借り受けることができる。	農 県 銀 信 行	協 連 等 同 左
農業改良資金	新たな農業部門の経営若しくは農畜産物の加工事業の経営を開始し、又は農畜産物若しくはその加工品の新たな生産若しくは販売の方式を導入するための資金の融通と農業普及指導センターによる普及指導を併せ行うことにより、農業経営の改善を促進する。 【根拠：農業改良資金融通法】	県が貸付資格の認定（＝農業改良措置の認定）をした農業者等（※）に対し、（株）日本政策金融公庫等が無利子で貸し付ける。 ※みどりの食料システム法、農商工等連携促進法など別途関連する法律の認定を受けた農業者等であることが必要	日 本 政 策 金 融 公 庫 受 託 金 融 機 関	日 本 政 策 金 融 公 庫
青年等就農資金	農業経営基盤強化促進法に基づく認定新規就農者に、無利子で長期資金を融通する。 【根拠：農業経営基盤強化促進法】	市町村から「青年等就農計画」の認定を受けた認定新規就農者に対し、（株）日本政策金融公庫等が無利子で貸し付ける。（県は貸付けに当たり「認定新規就農者の貸付けに関する意見書」を作成する。）	日 本 政 策 金 融 公 庫 受 託 金 融 機 関	日 本 政 策 金 融 公 庫
新規参入者経営安定資金	新規参入者の就農後に必要な経営・生活資金の融通を円滑にし、新規参入者の早期経営確立と、担い手の確保・育成を図る。 【根拠：新潟県新規参入者経営安定資金取扱要綱】	農協等融資機関の融資に対し、市町村が利子補給することによって、農業者が無利子の資金を借り受けることができる。 （県は市町村に対し利子助成補助を行う。）	農 銀 行 協 等	同 左
農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）	農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画等の認定を受けた農業者に、低金利による長期資金を融通する。 【根拠：農業経営基盤強化資金実施要綱】	借受農業者に対し、国が選定した団体及び市町村が利子助成を行う。	日 本 政 策 金 融 公 庫 受 託 金 融 機 関	日 本 政 策 金 融 公 庫
農業経営改善促進資金（スーパーS資金）	農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画等の認定を受けた農業者の計画に即した経営改善を資金面で着実に支援するため、極度貸付方法による運転資金を融通する。 【根拠：農業経営改善促進資金融通事業実施要綱】	県の貸付金を新潟県農業信用基金協会が預託基金として造成し、これと農協系統金融機関及び銀行等の資金との協調融資により低利で貸し付ける。	農 県 銀 信 行	協 連 等 同 左
農業経営負担軽減支援資金	農業経営の改善を積極的に推進しようとする農業者に対し、その障害となっている既往債務の負担の軽減を図るために必要な資金を融通し、安定的な農業経営の確立を図る。 【根拠：新潟県農業経営負担軽減支援資金実施要綱】	農協系統金融機関及び銀行等の融資に対し、県が利子補給を行う。	農 県 銀 信 行	協 連 等 同 左

債務保証等	貸付条件 (※利率は令和8年2月19日現在)				
	償還期限	据置期限	貸付利率	貸付限度額	融資率
農業信用基金協会の債務保証	認定農業者 15年以内	7年以内	1.65～ 2.45%	個人 1,800万円 法人等 2億円 (特認あり)	認定農業者・集 落営農組織 100% 認定農業者・集 落営農組織以外 80%
	認定新規就農者 18年以内		2.70%		
	その他農業者等 15年以内			15億円 (特認あり)	
	農協等 20年以内				
農業信用基金協会の債務保証 (転貸に限る)	12年以内	3年以内 (特例5年以内)	無利子	(農業者) 個人 5,000万円 法人・団体 1億5,000万円 (中小企業者等(※)) 個人 5,000万円 法人・団体 1億5,000万円 ※別途関連する法律の認定が必要	100%
農業信用基金協会の債務保証なし (原則、融資対象物件以外の担保及び第三者保証人は不要)	17年以内	5年以内	無利子	3,700万円 (特認1億円)	100%
農業信用基金協会の債務保証	12年以内	7年以内	無利子	360万円	100%
農業信用基金協会の債務保証 (転貸に限る)	25年以内	10年以内	1.65 ～ 2.70%	個人 3億円 (特認 6億円) 法人 10億円 (特認 20億円 [一定の場合30億円])	100%
農業信用基金協会の債務保証	1年以内	—	2.15%	個人 500万円 (畜産、施設園芸 2,000万円) 法人 2,000万円 (同8,000万円)	100%
農業信用基金協会の債務保証	10年以内 (特認18年以内)	3年 (特認6年以内)	2.70%	—	100%

制度名	ね ら い	し く み	融資機関	原 資
林業・木材産業改善資金	林業経営若しくは木材産業経営の改善、林業労働に係る労働災害の防止、新たな林業部門若しくは木材産業部門の経営の開始等のための資金の供給と林業改良指導員等の普及指導組織による指導を併せ行うことにより、林業経営及び木材産業経営の健全な発展を推進する。 【根拠：林業・木材産業改善資金助成法】	県が林業改善資金特別会計を設置し、無利子で貸し付ける（融資機関への県貸付金を含む）。この貸付けのための資金は、国が2/3、県が1/3を負担する。	県 （県が県森連、森組に貸付け及び償還の事務を委託） 銀行等	財政資金 （国・県）
木材産業等高度化推進資金	木材の生産及び流通の合理化を促進し、木材供給の円滑化を図るため、木材の生産又は流通を担う事業者がその行う事業の合理化を推進するために必要な資金を低利で融資し、木材関連産業の発展に資する。 【根拠：林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法、木材の安定供給の確保に関する特別措置法】	県が金融機関に資金を供給し、金融機関がこれを原資の一部として2倍、3倍又は4倍の資金を低利で貸し付ける。	銀行等、信用金庫 （県が資金供給契約を締結している民間金融機関）	財政資金 （国・県）と民間金融機関資金
林業就業促進資金	新たに林業に就業しようとする者に対し、就業の円滑化を図るため、就業に当たっての研修や就業に伴う住居の移転、施業用具等の準備を行い就業の促進を図る。	県が林業労働力確保支援センターに資金（国2/3、県1/3）を供給し、就業促進のための資金を新たに林業に就業しようとする者及び認定事業主へ無利子で貸し付ける。	林業労働力確保支援センター	財政資金 （国・県）
漁業近代化資金	漁業者等に対し信用漁業協同組合連合会及び農林中央金庫が行う、長期かつ低利の施設資金等の融通を円滑にするため利子補給を行い、もって漁業者等の資本装備の高度化を図り、漁業経営の近代化に資する。 【根拠：漁業近代化資金融通法】	信用漁業協同組合連合会等の融資に対し、県が利子補給することによって、漁業者が低利な資金を借り受けることができる。	信 漁 連 農 林 中 央 金 庫	同 左
沿岸漁業改善資金	漁業経営や生活の改善及び青年漁業者等の養成、確保等を図るための資金の供給と水産業普及指導員等の普及指導組織による指導を併せ行うことにより、漁業経営の健全な発展を推進する。 【根拠：沿岸漁業改善資金助成法】	県が沿岸漁業改善資金特別会計を設置し、無利子で貸し付ける。この貸付けのための資金は、国が2/3、県が1/3を負担する。	県 （県が信漁連に貸付け及び償還の事務を委託）	財政資金 （国・県）
家畜疾病経営維持資金	高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫、豚熱等の家畜伝染病により、家畜・畜産物の移動制限等が行われ深刻な影響を受けた経営の維持継続のため、家畜・家さんの導入、飼料・畜産営農資材の購入等に要する直接的営農経費にあてる資金を融通し、畜産経営の維持・安定を図る。	経営維持計画の知事承認を受けた畜産経営者に低利融資を行う融資機関に対し、公益社団法人中央畜産会が利子補給を行う。	農協、県信連、農林中央金庫、知事が指定した銀行等	同 左
畜産経営体質強化支援資金	意欲ある畜産経営の既往負債の償還負担を軽減するため、長期・低利の借換資金を融通し、経営改善の取組を促進する。	体質強化計画の知事承認を受けた畜産経営者に低利融資を行う融資機関に対し、県及び公益社団法人中央畜産会が利子補給を行う。	農協、県信連、銀行等	同 左
畜産リノベ資金	既往債務の償還が困難な酪農、肉用牛、養豚経営に対し、毎年の償還不足額の借換と地域の関係機関の指導による経営改善計画の継続的な見直しを通じて、幅広い畜産経営体の収益性向上を図る。	経営改善計画の知事承認を受けた畜産経営者に低利融資を行う融資機関に対し、公益社団法人中央畜産会が利子補給を行う。	農協、県信連、知事が指定した銀行等	同 左
酪農・肉用牛担い手緊急支援資金	社会的、経済的環境の変化等により経営が厳しいものの、継続的な経営改善指導までは要さない酪農・肉用牛の担い手に対し、3年分の償還額の借換を通じて、資金繰りの安定を図る。	経営改善計画の知事承認を受けた畜産経営者に低利融資を行う融資機関に対し、公益社団法人中央畜産会が利子補給を行う。	農協、県信連、知事が指定した銀行等	同 左

債務保証等	貸付条件（※利率は令和8年2月19日現在）				
	償還期限	据置期限	貸付利率	貸付限度額	融資率
農林漁業信用基金の債務保証 (転貸に限る)	10年以内 (特認15年以内)	3年以内 (特認5年以内)	無利子	個人 1,500万円 会社 3,000万円 会社以外の団体 5,000万円 (特認あり) 木材産業に係る林業・木材産業改善措置を実施する場合にあっては、1億円	100%
農林漁業信用基金の債務保証	短期資金 1年以内 長期資金 5年以内	0年 〔長期資金のみ〕 1年以内	短期資金 1.30～ 2.00% 長期資金 1.45～ 2.40%	事業別に定める	100%
なし	新たに林業に就業しようとする者 20年以内 認定事業主 13年以内	4年以内	無利子	就業研修資金 新たに林業に就業しようとする者 月額15万円以内 認定事業主 月額12万円以内 就業準備資金 新たに林業に就業しようとする者 150万円以内 認定事業主 1就業者当たり120万円以内	100%
漁業信用基金協会の債務保証	20年以内	3年以内	2.70%	個人 1,800万円～3億6千万円 法人等 9,000万円～3億6千万円 (特認あり) 漁協等 12億円 (特認あり)	80%
なし	経営等改善資金 10年以内(特認12年以内) 青年漁業者等養成確保資金 10年以内(特認12年以内)	3年以内 (特認5年以内) 3年以内	無利子	事業別に定める	100%
農業信用基金協会の債務保証	経営再開資金 7年以内 経営継続資金 7年以内 経営維持資金 7年以内	〔長期資金のみ〕 1年以内 3年以内	1.875%	知事が承認する経営維持計画の借入額 (上限)個人:2,000万円 法人:8,000万円 知事が承認する経営維持計画の借入額 (上限)乳用牛 130千円/頭 肥育牛 130千円/頭 繁殖雌牛 65千円/頭 肥育豚 13千円/頭 繁殖豚 26千円/頭 家きん 52千円/100羽 繁殖用めん羊及び山羊13千円/頭	100%
農業信用基金協会の債務保証	酪農及び肉用牛 25年以内 養豚 15年以内	5年以内	融資後 5年間 無利子 6年目～ 2.10%	知事が承認する体質強化計画の借入額	100%
農業信用基金協会の債務保証	大家畜 一般:15年以内 特認:25年以内 経営継承:25年以内 養豚 一般:7年以内 特認:15年以内 経営継承:15年以内	(一般) 3年以内 (特認・経営継承) 5年以内	2.10% (R7.12.1 現在)	知事が承認する経営改善計画の借入額	100%
農業信用基金協会の債務保証	25年以内	5年以内	2.10% (R7.12.1 現在)	3年分の償還額	100%